

平成 1 9 年度第 4 回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 1 9 年 8 月 2 2 日（水曜日）

午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 4 5 分まで

場 所：特別会議室

平成19年度第4回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成19年8月22日（水） 午後1時30分から午後3時45分まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 遠藤 勝彦 委員 長田 洋子 委員
加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員 徳永 幸之 委員
沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成19年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

本日は、森杉部会長はじめ、9名の委員に御出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、田中副部会長におかれましては、所用のため欠席する旨連絡をいただいております。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

次第と出席者名簿、資料1として現地調査の実施状況について、資料2として審議内容整理票。追加説明資料1、追加説明資料2、追加説明資料3、そして、報告資料として部会意見対応状況報告書をお配りしています。お手元にございますでしょうか。

それでは会議に入りますが、御発言の際には、マイクスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しください。

これより議事に入りますので、森杉部会長よろしく願いいたします。

森杉部会長 これより会議に入ります。

まず、議事録署名委員を指名します。

今回は、両角委員と山本委員のお二人をお願いいたします。

次に、会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い会議の妨げにならないようお願いいたします。

現地調査の実施状況につきまして、事務局より報告願います。

行政評価室長 資料1についてご説明申し上げます。

8月2日に実施いたしました現地調査の概要を記載しています。

今回は、仙台港背後地土地区画整理事業と磯崎漁港漁港環境整備事業の2事業について9名の委員に調査をしていただきました。

また、都市計画道路八幡築港線についても、車中からではありましたが、現状や工事箇所の確認をしていただいたところでございます。

それらの様子につきましては、資料の方に写真にて掲載しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

簡単ですけれども、現地調査の報告は以上でございます。

森杉部会長 ご質問、ご意見ございませんか。
よろしゅうございますね。では、次に参ります。
次第3の議事に入ります。
今回は資料として審議内容整理票が出されておりますので、これについての説明を事務局からお願いします。

事務局 最初に本日使います資料2の審議内容整理票についてご説明いたします。
資料2をごらんください。
この審議内容整理票は、今年度のこれまでの部会審議の概要を取りまとめたものとなっておりますので、本日のこれからの議事に当たり各事業の論点の確認などにご活用いただきたいと思います。

1ページ目をごらんください。

資料のつくりといたしましては、基本的には事業ごとに作成しておりまして、一番上に事業番号と事業名を記載してございます。その下、真ん中から左側に部会の際に委員からいただいたご質問、ご意見を記載しておりまして、その右側にそれぞれのご質問などに対する部会当日の県の回答を記載しております。

ここで表の下の注2をごらんください。

注2の方に右側の県の回答の欄に四角囲いで書いてありますのは、委員の意見に対し、部会の場では県から回答できなかったものや回答が不十分であったものに対する現時点での対応方法を記載しております。

この対応方法についてご説明いたしますと、1ページ、2ページの四角囲いで「評価書に反映します」というふうに整理してございますけれども、これは改めて部会での説明とはいたしませんけれども、今後評価書を作成する際にご指摘いただいた点を踏まえて加筆修正を県自らが行いますという内容のもので、同様の対応をしたものが、このほかに7ページ、8ページ、10ページにございますので、それぞれの検討の際にご確認ください。

次に11ページをごらんください。

経営体育成基盤整備事業を一括して審議したときの概要を取りまとめたものとなっておりますけれども、そのうち、の四角囲いにつきましては「第4回部会で報告します」というふうに整理しております。これにつきましては、この後、次第にあります議事の(2)平成19年度公共事業再評価対象事業の報告についてという議事において報告を申し上げる分になります。これと同様な回答をしているのが13ページになります。

次に戻りまして、12ページをごらんください。

12ページは磯崎漁港漁港環境整備事業の審議概要となっておりますが、このうちの から おきまして、右側の四角囲いが「詳細審議(第4回部会)で説明します」としておりますので、これらにつきましては、この後早速各項目について担当課より説明後、詳細審議をお願いする部分となります。

以上のように、この審議内容整理票の中で分類をしておりまして、これに従いまして本日は進めていただきたいと思いますと思っております。

また、それぞれの事業の一番下になりますけれども、例えば1ページ目で見いただきますと一番下に審議結果(案)と書いてありまして、概略審議の際に仮決定いたしました審議結果を記載しておりますので、これにつきましては答申の

取りまとめの際にご参考としていただきたいと思います。

以上で審議内容整理票の見方についての説明を終わります。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

ご質問ございませんか。

この整理票の内容については今日の議題の(3)答申に盛り込むべき事項の検討というところで具体的に説明いたします。当面は今このように準備しており、今から審議いただきます内容がここに質疑応答の格好でまとめてありますよという情報ですね。よろしいですか。

はい、それではありがとうございました。

それでは、次の審議をお願いいたします。

議事の(1)磯崎漁港の件ですが、詳細審議になります。

先ほどご報告がありましたように、先日の現地調査におきましていろいろと状況はお聞きしたところでありますが、前回部会での指摘事項等につきまして、はじめに県の方からご説明をお願いいたします。

水産業基盤整備課長 磯崎漁港漁港環境整備事業につきまして説明を申し上げます。

ただいまお話ございましたけれども、前回の部会で3点ほどご意見いただきました。

そのうち一つ目ですが、「当該公園が近隣公園に類似しているというイメージがどうしてもつかめない。公園の誘致範囲や幼稚園、小学校の位置などを図示した資料を準備し説明してほしい」。それから「事業効果に震災等の災害時に避難地として活用されるとのことであるが、地震のときは津波が考えられるので、ここは避難地としないのではないか。この表現は震災ではなく、書きかえた方がよいのではないか」という二つのご意見をいただいております。

まず初めに、公園の費用対効果分析についてご説明申し上げます。

公園の費用対効果分析マニュアルには二つございまして、「10ha以上の大規模公園の費用対効果マニュアル」と「10ha以下の小規模公園の費用対効果マニュアル」がございます。

それで、磯崎漁港の費用対効果分析につきましては、整備面積が約2haであることから「小規模公園費用対効果分析マニュアル」を使用しており、利用の圏域が主として歩いていける範囲である公園を対象としております。

さらに、公園の規模によりまして街区公園0.25ha、それから近隣公園2ha、地区公園4ha以上、この三つに分かれておりますけれども、磯崎公園の規模が2haであることから、近隣公園として効果分析を行っております。

追加説明資料1の1ページをお開きいただきたいと思います。

公園の位置と幼稚園や小学校の位置につきましては、資料として当公園から1kmと3kmの円を図示した位置図を添付いたしました。

その結果、最も近い磯崎保育所は当公園から500m、それから松島第一小学校と幼稚園が1,500mに位置しております。それから、松島町役場を中心といたしました市街化区域は図面ではオレンジ色に着色しておりますけれども、当公園から3kmの範囲の中にすべて入ることになります。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

当公園を「震災時の災害時避難所として活用される」という表現につきまして

は、「火災時の避難地や大規模災害時における救援物資や緊急資材等のストックヤードとしても活用される」との表現に修正をいたしました。

次に、追加説明資料の3ページ以降につきましては、昨年実施していただきました磯崎漁港事業の評価結果も資料としてつけて欲しいとの意見がございましたので、その資料を添付をいたしました。

また、先ほど説明がありましたとおり、8月2日には現地調査をしていただきました。その際、「環境事業で養浜を行えば、藻場や干潟と連携し、生態等の効果や小学校の生徒が利用するとなれば水辺の学習など、大きな便益も発生するのでは」などの意見もいただいております。

現在親水護岸の整備を進めておりますが、修景、それから休憩の施設につきましては、平成21年度に着手をいたしまして、23年度に完成する予定でございます。事業の完了後につきましては、松島町で管理をすることとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いをいたします。

森杉部会長 はい、ありがとうございます。

もともとの調書は皆さんお持ちですね。それとの比較を含めて、ご説明いただいたことについての審議をお願いしたいと思っております。

沼倉委員 前回質問した内容につきましては了解いたしました。

あと現地調査のときも委員の方からご意見出たと思うんですが、やはり非常に立地条件とすると変わった公園だと思しますので、利用方法を十分に検討して、マニュアル以上の効果が出るような方策をぜひお願いしたいと思っております。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

よろしいですか。では、これについては特別に附帯意見もないようですので、このまま県の方針どおり事業継続という形の評価をしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

はい、どうもありがとうございました。

次は(2)再評価対象事業の報告に移りますが、農業農村整備事業、再評価調書の記載事項、この二つにつきましてはのご報告をお願いいたします。

農村整備課 それでは、農業農村整備事業の報告ということで、ご説明をさせていただきます。農村整備課の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず、農業農村整備事業については2点ほどございまして、資料は追加説明資料2になっております。

一つ目が、二線堤と河川の間住宅の浸水対策はどのようになっているのかというようなご質問といたしますか内容だったかと思っております。審議番号8番の経営体育成基盤整備事業鹿島台東部地区にかかわるご質問だったと思われまして。

これについては、お手元の追加説明資料2が2分冊になっておりまして、一つ目、二線堤と河川の間住宅の浸水対策という方の資料をごらんいただきたいと思っております。

二線堤に関してなんです、資料の説明に入ります前に、位置関係といたしまして、資料に二線堤計画平面図という写真の入った図面がついているかと思っております。これは鹿島台の市街地を入れた上空からの写真となっております。

簡単にご説明しますと、赤の線が入っているところが二線堤と呼ばれる建設構造物になるかと思えます。これについては、道路が主な構造物になるかと思うんですけれども、バイパスになっています。この道路を利用した施設を二線堤と呼ばれているかと思えます。

位置関係はこのようになっています。まずこれに関してご説明をいたします。

資料の一番最初に戻っていただきまして、二線堤について、国土交通省の東北地方整備局北上川下流河川工事事務所に問い合わせを行いました。その結果について、記と書いたところ以下、(1)、(2)、(3)の内容になっておりますけれども、この内容についてご説明いたしますと、二線堤は万一河川の堤防が破堤した場合でも氾濫被害を最小限にとどめるためのものであり、市町村の中核機能の確保、災害復旧活動及び支援活動のための通路の確保などを目的としたものですという回答の内容になっておりました。

これについてなんですけれども、本堤と二線堤の間の区域については河川区域の指定がないことから、住宅の浸水対策などの措置は行われておりません。それに関連しまして、経営体育成基盤整備事業、こちらの方でも関係機関とこのことに関する協議というわけではないんですけれども、確認をした際、農地の整備に対して、規制というと大げさなんですけど、制約とか制限がないということでしたので、特別な対応や協議は行っておりません。

現在までの状況はこのようになっています。

記以下については、国の事務所の方からいただいた内容そのままなんですけど、二線堤の位置づけがまず(1)として報告をいただいております。

河川の本堤、要するに二線堤ではなくて本堤の方、河川の本堤については、100年に1回起こる可能性のある大雨に対して洪水を安全に流せるよう、上流ダム群とあわせて河川整備を進めていますということです。

次に としまして、昭和61年8月の洪水の被害をもとに、地域が大洪水に見舞われても被害を最小限にとどめるような枠組みを求め、昭和63年に旧鹿島台町、大郷町、それから松島町の被災地域を全国初のモデル区域に指定し、水害に強いまちづくりモデル事業をスタートさせたということのようです。

としまして、二線堤事業は、水害に強いまちづくりモデルの一環として行われているものであり、当該地区において、万一河川の本堤が破堤した場合でも氾濫被害を最小限にとどめるための整備を進めているということで、位置づけについては資料をいただいております。

次に(2)として本堤と二線堤の間の区域の防災についてということになるんですが、この部分をご質問の部分に一番かかわるのかと思うんですが、前述のとおり、100年に1回起こる可能性のある大雨に対して洪水を安全に流せるよう上流ダム群とあわせて堤防を整備することで対応するものとしているというのが趣旨になるかと思えます。

なお書きがありますけれども、仮に河川の本堤が破堤した場合にあっても、氾濫域の減少による水位上昇は極めて小さいという検討をなされたことから、このような施設計画がされているようです。

(3)といたしまして、二線堤工事及び吉田川・鳴瀬川の堤防工事の進捗状況ということで、各々の工事の進捗状況が61%、それから鳴瀬川で30%、吉田川で70%ということで、情報提供をいただいております。

後ろにカラーコピーでつけておりました資料については、下流工事事務所のホ

ホームページから採用させていただいた資料になっております。この資料についてはごらんいただくということにとどめさせていただきたいと思っております。
二線堤については以上です。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。
ご質問、ご意見ございませんか。

これ僕が質問したんだと思うんですけども、要するに、これちょっと意味わからないんですが、河川区域の指定がないことから住宅の浸水対策などの措置も行っていないと。今回の事業についても特別な対応はしていませんと、こういうお話なんですけれども、その意味はどういう意味ですか。河川区域の指定がないということ。

農村整備課 河川堤防の堤内・堤外の判断があるかと思うんですけども、既に堤防で守られている、要するに河川の堤防がどの位置かということになるんですが、二線堤の場合には河川堤防ではないという位置づけから、やはりここでも本堤という表現が出てまいりますけれども、あくまでも河川に附帯してすぐ近接されたところにある本堤が堤防という位置づけになっているということで、それから堤内地ということで農地及び住宅はすべて堤内地ということで、同じ取り扱いということで河川区域にはなっていないということだと思います。

森杉部会長 そういう意味ですね。わかりました。
どうぞ。

徳永委員 二線堤の河川側での位置づけというのはわかったんですが、ただ河川側としてはそういう言い方しかできないのかなという気はするんですけども、ここでちょっと若干表現にも問題があるかなというところがあります。例えば(2)のところの最後に、仮に破堤した場合も氾濫域の減少による水位の上昇は極めて小さいということなんです、極めて小さいかどうかは別として、上昇はするんですよ。

ということで、要するに区域が限られてきますから、その分水の逃げ場がないわけですから、その囲まれた地域は当然危険度というか、被害は増えてしまうという事業であるわけですから、それに対して河川側ではこれ以上何もできませんよと言っているわけですし、じゃあ他でどういう手があるのかといったときに、こういう区画整理的な事業であれば、農地の集約とともに宅地もこの二線堤の内側の方に宅地を移動するというようなことをこの地域として考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そこについて農業側というのか地域側というのか、どういうふうに考えているんですかというのが前回の質問の趣旨かというふうに思っはいるんですが。

農村整備課 この二線堤の位置づけというもの、非常に微妙というか難しい解釈が必要な部分かと思うんですが、農業側を含めて、河川からの回答の状況を見ますと、要するにあくまでも本堤を基準に考えてくださいというような回答であり、特別二線堤に対してというか、本堤が破堤した際を想定した事業計画は行っておりませんとしか、今は申し上げられないのかと思うんですが。

森杉部会長 どうしますかね、この問題は。

加藤委員 本質的には、今徳永委員がおっしゃられたように、この二線堤で鹿島台の市街地を守っているわけですから、それ以外のその赤い線で書いた外側の部分は、ここ水位その分高くなるんですね。水逃げ場が少なくなるから。ところが、ここは極力水位は余り上がらないと言い切っていますけれども、やはりその状況によって水位は当然こちら側は前のときよりは水位上がるはずですよ、当然。だから、その辺の問題が残される。

あとは二線堤二つあるんですが、こっちは吉田側の本川の堤防決壊のもので、こっちの二線堤は鶴田川という川があって、ここ遊水池になっていますから、その二線堤なんです。二つ、ここ二線堤入っています。

それで、この上の分は前の県の事業で、ここは高くしてあるんですね。あとはその先途中で中断したんですが、ここまでは守られていますから、そうすると鹿島台は守れるという形になっています。ただ、それ以外のところはそのしわ寄せがいくらいくはずなんです。

徳永委員 今回の事業に関して言えば、二線堤と本堤に囲まれた区域内でしかやっていないので、そういう意味では家屋の移転とかそういう話はないんですけども、そういう意味ではこの事業に関しては特段意見を言うこともできないのかなというふうに思っているんですが、ただ本来的にそういう二線堤をつくるということによって従来と危険度が変わってしまうわけで、それを地域としてどう公平をとっていくのかというか、バランスとっていくんですかといったときに、別の事業で何かそういうことをカバーできるものがあるのであれば、そういうものをうまく組み合わせてあげて、その地域としての問題を解決していくというのが本来の姿なのかなというふうに思っている問題提起ということになるかと思いますが。

森杉部会長 つまり、大体恐らく対象として考えなければならないのが、洪水対策として住宅の状況がどんな状況になるだろうかということの想定だと思うんですね。一定程度ちょっとした高台にあったり、盛土がしてあるならば、それはそれで移動しなくてももう問題はないだろうし、そうでないとしたら何らかの格好のちょっとした対策があり得るかどうかと、こういう検討をやっていただくことはできませんか。それが気になることですよ。

農村整備課 農業サイドではちょっと対応することは難しいというか。

森杉部会長 あ、そう。そういう問題か、これは。

加藤委員 河川の制度的なあれをもう少し今後検討していく必要あるんだろうと思うんです。これは全国初のケースなものですから。本堤から強制的に水を落とす遊水池みたいなもの、ありますね。今つくっています一関とか。そうした場合には二線堤の間のところは補償出るわけですね、遊水池の場合。ところが、ここは強制的には水を落とさないわけですから、結局そのしわ寄せの被害を受けるこの部分は何も補償ないんですね。今の制度では、ただ、今後それでいいのかという問題

は残るんだろうと思うんです。こっちの犠牲になるわけですから、ここは新たに。

森杉部会長 河川でも農業関係でもどちらでもいいんですけども、何らかの格好でちょっと安全度がどの程度あるのかというチェックをしておく必要があるんじゃないかと思うんです。盛土がしてあれば問題ないだろうしね、恐らく。補償するかどうかは全く別の問題で、これはもう恐らく制度としては不可能でしょうから、補償すべきと言うこともできないだろうから、それは言うことはやめまして。

加藤委員 河川関係もかかわらせてもらっていますので弁解しますと、一応先ほどありましたように、河川整備、今ここも100分の1年の確率で耐えられるような堤防に整備を進めているんですが、現状はまだ50分の1年、50年に1回とか60年に1回の大雨に耐えるぐらいの堤防でしかないんですね。ですから、ここが100分の1の雨、今来たとすると、また決壊する可能性はあるんです。

ただ、河川整備はここだけじゃなくて全部遅れていまして、目標は大体100分の1、利根川ですと200分の1ぐらいなんですが、首都圏は比較的整備進んでいますけれども、東北地方はまだまだ非常に遅れていまして、そういう事情がこういう問題を引き起こしているんだろうと思いますけれども。それが100分の1ぐらいまで行けば、ここはほとんど決壊しないで済むようなあれになってくるんだろうと思いますけれども。

森杉部会長 それはもう至るところであるんですけども、必ずそういう問題出てくるんですけども、何もチェックしないでいいですか、これ。100分の1になったらまず間違いなく大丈夫だろうということになるんでしょうけれども。

加藤委員 間違いはないかどうかは、それ以上大きな雨が来れば・・・。

森杉部会長 来ればそうですけれども、それは一定の確率で。
では、何もしない？

加藤委員 農業側ではできない。

森杉部会長 あるいは何かチェックだけしてもらった方がいいんじゃないかな。どの程度安全かということ。

徳永委員 というか、河川側の問題であるとか農業側の問題であるということじゃなくて、県の問題としてやはり一体的にどうやればこの地域はよくなるのかということを考えていく必要があると思うんですよね。やはり今までの議論を聞いているとそういう姿勢が全く感じられなくて、農業は農業の事業だけをやりますよと、河川は河川で事業をやっていますよというのが、まさにこの今回いただいたこの資料の最初の書き出しがまさにそれを如実にあらわしている表現になってしまっているわけですけども。

ですから、私はこの事業に関してはどうということよりも、そういう基本的な姿勢について少し県として取り組んでいく必要があるんじゃないですかということが一番言いたいところです。

事務局 縦割りと言われるかもしれませんが、まず堤防、河川工事自体が直轄区間になりますので、国の事業でありますということが一つあります。この二線堤は、3けた国道になっていますので県の金も入ってしまっていて、二線堤自体には県も関与していることは間違いありませんが。

それで、じゃあこの二線堤の堤外地、ここの地域をどうしていくのかといったことを考える時に、第一義的には、やはり地元というか市役所、そういったところの考えになるのではないかという気がいたします。それに対して、徳永委員がおっしゃるように積極的に県でもっと関与すべきだということについては、そういったこともあるかもしれませんが、では、どのようにしてその意見を受けとめたらいいのか、この再評価部会の意見としてどのようにして受けとめたらいいのか、ということは、ちょっと考えあぐねるという感じだと思うのですけれども。ここで意見を受け取って、誰に伝えたらいいのか、ちょっとわからないところがあります。

それと確率の話ですけれども、ここにもありましたけれども、現況では50分の1かどうかはちょっとわかりませんが、本堤自体はダムも含めて、ご存じのとおり筒砂子ダム等を含めて、100分の1で整備しようとしていることは間違いありません。その100分の1を超えるような本当の超過洪水、61年の8.5という雨がここはありましたので、それに対応するように、安全に安全を重ねてという言い方が適切かどうかわかりませんが、そういった意味合いで鹿島台の市街地を守ろうと、またちょうど国道の事業とも合致するというところで、二線堤事業をやっておりますので、ちょっと先ほどからお話あったように、二線堤の犠牲になるとか、そういった言い方は当たらないのではないのでしょうか。

山本委員 初めてのケースだというふうにこの資料にも書いてあるんで、いろいろご苦労もあったのだろうと。僕が一番知りたいのは、犠牲になることはないというふうにおっしゃいましたけれども、可能性としてはあり得るわけで、ここにお住まいの方たちにそういったことというのは周知されて、合意の上でこの事業が進められていたのでしょうか。単に道路がつくられているなという認識で地元の方々がいたのか、それとも、これができることによってひょっとしたら危険度が上がるかもしれないということを知られた上でこの事業が進んでいたのか。

もう今やってしまっていることなので今さらしようがないんですが、逆に言うと、やはりそういう複合的な事業で、利益をこうむる人と不利益をこうむる人がはっきり分かれてくる事業だという認識が実行者側の方に足りないのではないかという気がするんですが。

森杉部会長 それは、これもうすごい長い歴史ありますから、かなりの住民への説明とか、いろいろな形での公聴会とか、そういうことが行われつつあって、学識経験者の方々も全面的に介入しておられますので、その点については、はっきりした認識があると思うんですよ。それが浸水高が高まるかどうかのこの問題ですね。これ自身はやはり間違いなくあるんでしょうけれども、こういうふうに極めて小さいという形で言っていますが、どの程度極めて小さいかということになったら、多分数字は何回も出して、恐らく住民への説明もやっているだろうと思いますけれども、これはもう。もうかなり有名な話でして、二線堤は国の方での再評価の対

象にもなっているんです。それ自身は多分大丈夫ですね。

それで、県が何らかの対応を必要とするのではないかというのは今のここでのご意見なんですね、この点については。

どうですかね。

山本委員 このホームページの資料を読んでいる限りでは、国と県がこれは共同で行っていらっしゃる事業で、説明会できちんと増水があっても地元にはほとんど影響がないよというふうな説明がされているならば、僕はそれで結構だと思いますし、逆に説明した資料があるでしょうから、それを見せてもらえればそれで終わりなんだと思うんです。

もしも全くそういうことがきちんとは合意されていないんだとしたら、やはり事業の開始の時点で検討から漏れていた事項だったのではないのかという指摘をするしかないと思うんです。この事業そのものを今とめるとか云々というよりは、二線堤がこれからできてくるときにこういうことが多分、先ほどの加藤委員のお話でいけば、こういう形のものがこれからはたくさん出てくるはずですので、そのときにリスクが高まる方の住民に対してどんなような説明をすべきなのかとか、どのような情報を開示すべきなのかとかということ、このときどんなことが行われたかをきちんとは提示して欲しいということ、いいんじゃないかと思うんですが。それで、次回以降もそれでいいかどうかを確認させて欲しいということじゃないかと思うんですけれども。

徳永委員 それも一つあるんですが、それ非常に重要なことだと思うんですが、それともう1点は、今回はたまたま堤外地というか、二線堤から見た堤外地しか区域に選んでいないのでそういう選択肢はとり得ないんですが、そういうことがわかっているんであればその区域のとり方をもう少し広くとるといような、そういう事業のやり方を少し変えれば、こちらの事業でその危険の不公平を解消するような手段もあり得るんじゃないかというふうなことがあるんですよ。

ですから、そういうものを立体的にうまく組み合わせて、住民の人にとっていい地域づくりを進めていくというのが、本来県として進めていくべきやり方なのではないかという問題提起ですけれども。

農村整備課 ご意見は非常に参考にはさせていただきたいと思うんですが、農業サイドの事業を起こすときに必要な協議としては、国に対しても町に対しても協議をし、回答はいただいているんです。その範囲での対応は、先ほども触れたように、農業サイドの事業としてやれる範囲内ではやっております。それ以上になると、やはり町の整備計画なり、県の整備計画というのはこの場合どういう位置づけになるのかちょっとわからない部分もあるんですが、農業サイドとしては協議できる範囲ではすべての協議はして事業を進めているという状況にはあるかと思えます。

今のようなお話は、とにかく今後とも協議対象機関と十分打ち合わせしながら進めさせていただくということでは、そういうお答えしかちょっとできない状況にあるかと思えます。

沼倉委員 ちょっと基本的な質問なんですけれども、二線堤の事業がどうしてこの農業

サイドの事業、河川じゃなくて農業の事業の方でやっているんですか。

(「やってない」の声あり)

河川は河川なんですね、はい。

森杉部会長 問題点は、ここに今回農業関係で整備される場所の農地そのものは、それは一定程度浸水高が高くなるでしょうけれども、それはそれでもう覚悟の上だからこれは問題ないと。問題は住宅の方で一定程度の高台にあるかどうかというような調査をしていますかという、こういうふうな質問だと僕は受け取るんですね。

そうすると、一定程度の高台にありますよということがわかれば、それはそれで一応の対策はできているということになるし、それから引っ越すなんてことは、これは恐らく極めて困難なことです。これはもう無理ですけども、そういうちょっと高台にありますかどうかとか、あるいは浸水の可能性がどの程度あるんでしょうかというような調査が要るんじゃないかと思うんですよ。

これは農水の方で不可能だったら、これは河川の方でやっていただく以外にないと思うんですけども。そういうことを県の方に要望したいというふうに意見として僕はまとめたいんですけどもね。

事務局 この場では想定になってしまうんですけども、旧鹿島台町としては二線堤の堤外地の宅地を強制的に区画整理事業等を使って二線堤の堤内地に誘導しよう、移動しようという政策はとっていないんだと思います。それに対して、それをすべきかどうかということについては、確かにここにある資料ではわかりませんが、ただ、それをこの農業事業の再評価に当たって、そこをさらに掘り下げて調べる必要があるのかということをお考えいただきたいなという気がするんですけども。

森杉部会長 ええ、そのところです。僕は何か対策が必要ということも今のところ出てくるわけじゃないですから。今の現状が・・・

事務局 何となくここにある資料だけを見ると何か危なそうだという感じを皆さんお持ちになられて、本当に対策があるのかというご質問だと思うんですけども、農業側で調べたところによると相手は大丈夫だと言っておりましたという回答しか今はないんですね。それに対してもうちょっときっちりとした数字でどのくらいの、いわゆる浸水シミュレーションみたいな形になってしまうと思うのですが、そういったものを出せとおっしゃることなのか。その辺をこの場でこの機会にやるのは、つらいなという気はするんですけども。

森杉部会長 いいえ、今のところ違うよ。そんなシミュレーションも要望しているわけじゃない。今のこの農業が対象とした事業の農家の高さがどの程度の高さかということ。例えば水田と比べて。そうすると一定程度の安全度がわかるじゃないですか。それで大体大丈夫ですとか、1軒だけちょっと低いところもありますとか。そういうことがわかれば、それはそれでこの事業を今後推進するに当たっての注意事項というか、改善的な方向に向かうんじゃないですかね。

高橋委員 ちょっといいですか。

私はこの昭和61年8月の決壊したときに見に行ったんです。それで、ひどかったのが本当は国道346号の左側の沼地の方ですごいもうだぶだぶで、この二線堤のこっちの方の民家の方は田んぼの分にはあったけれども、民家の分は助かっていたんです。民家はもともとこの辺沼地だから、田んぼよりずっと土盛りになっているんですよ、みんな。もう覚悟しているというか。それで、ヘリコプターで救助された人たちはもう引っ越しして、この二線堤の外の部分に引っ越ししているんですよ、皆土盛りして。結局堤防のところだの決壊したところにいた人たちはこの中には入らないで、多分農家の人たちだから第一堤防と二線堤の間の方にみんな引っ越しして、土盛りして家建てたような感じになっています。

だから、決壊しても家は大丈夫だと。

森杉部会長　　そういうことが知りたいんですよ。それさえわかればいいんですよ、要するにポイントはね。今一番欲しいことは。

今のこちらの右側の方ですよ、ここのところ。ここ高いというので、だからこういうところに集落があるんだとよく言われますよね。おっしゃるとおりだと思いますね、その点については。

事務局　　一番後ろのページの、被害状況の一番後ろのページから前ですが、被害状況の写真を見ましても、高橋委員がおっしゃったような形で、ちょっとわかりづらいですけども、黄色いのは多分浸水している感じのところで、この家自体は何となく余り浸水していないような状況が見受けられるんですけども。

加藤委員　　このときの61年の8.5豪雨のときは、こちらの二線堤の本川です、それがここの部分でも決壊してしまっていて、その上流で何カ所か決壊してしまっていて、それで、この品井沼というもともとの遊水池、それを越えてさらにこっちへ流れてきていますから、ここの集落の人たちはそっちの影響が大きくて、今回ここで仕切ってもらって、さらにここでとめてもらえば、それでもうここはいいですよという話にはなっているんだろうと思います。納得はされているんじゃないかと。

徳永委員　　恐らくこの場所に関していえばそういうようなことで対策をされているんだろうし、住民の納得も得られているんだろうと思うんですよ。それは本来その二線堤の方の事業のところでは評価されているというか、評価するべき話かなとは思いますが、ただ問題なのは、そういう情報が全く伝わっていないんじゃないのかというのが今回の資料でも露呈してしまったと。今の質疑応答の中でもそういう状況を余り把握されていないということが明らかになったわけで、そういうことに関してはやはり最低限情報交換があってしかるべきではないかなというふうには思います。

そのときに、さらに言えば、別の地域でもそういう対策がとれていないような地域があって、そういうところで同じようなこういう二つの事業をやるということになれば、それは協働して対応することも可能じゃないですかと。でも、今の体制だとそういう二つのところが協働してやるというような体制にはなっていないですねというのが今回の感想になりますけれども。

森杉部会長　　ちょっと感想では何か対応できないんですけども。

抽象的なことじゃなくて、少なくとも一定程度の高台にありますよということとか、僕は言われたことあるんですけども、そういうチェックをどこかでやってもらわないといけないと、この事業を進めるに当たって。これが僕はここでの提案事項じゃないかと思うんですけども。

恐らく二線堤をつくるに当たってそういうことを検討しないわけがないんだから、必ずこれはもう。だから、それはちゃんと検討されていますよという事実があれば、それはそれでこれを安心して進めてくださいということになるだろうし、その部分の一部分の今回の農家が一部分低いところにありますよというところがあれば、それはそれを注意しながら何らかの対応策を考えながら進めてくださいと、こう書くことになると思うんです。そういう対応を私としてはしたいですね、ここのお話のところでは。

両角委員　それでいいと思います。

森杉部会長　それを調べることができるかどうかということもかなり重要な問題かもしれませんが、その調べることを少し可能かどうか、どこかで調べてくれることを、調べられることを少し検討してみてくださいませんか、この問題は。事業継続でいいんですけども、これはもうもちろん。

山本委員　基本的には何か先ほどもお聞きしたように、二線堤の方の事業の公開説明会なりなんりの資料があるんだろうと思うんです。そのときのものをやはりチェックして、この地区に関してはそういうふうになっている、二線堤の内側になる農家なり民家がある程度これらは安全だと言っているようなものがなければ、そのまま通ったりしていないでしょうから、それを見てこいと。それは多分徳永委員がおっしゃったように、そういうことがこの二線堤の建設自体は県も一緒にやっているはずなんだから、県のやっている事業だけに農業の方と河川あるいは道路の方とで情報交換がされていないんじゃないかということが問題だというのが徳永委員のご意見だったと思いますので、それを今後とも事業が重なるところについては情報交換を密にして欲しいということと、地元のためにそういう説明会があったときに安全確認に関しての資料を探してくださいというぐらいのことではないのか。

今回は具体的にはこのときのやつを、それをどこから、どこかの課が絶対持っているでしょうから、道路なのか河川なのかわかりませんが。逆にそれがなかったということなら、さっき一番最初に話したみたいに、そんなことが検討されずに進んでいるのかということになってしまうでしょうから。

森杉部会長　間違いなくそういう資料はどこかにあるんでしょうけれども、あるいは抽象的な協議は行われているわけですね、間違いなくこれは。公的な事業ですから。必ずこういうことは一応筋が通っているんですよ。だけれども、今その証拠を出せと言われると事務局はお手上げになるわけですね、簡単に言えば。要するにそういう問題だと僕は思うんですけどもね。

事務局　そうですね、基本的には国の資料になりますんで。それを県の再評価に際して必要になったから資料を提出してくれという言い方はちょっとできないかなとい

うような気がするんですが。

山本委員 共同でやっている事業なのにだめですか。

事務局 共同というのは、ここは国道事業との共同なんです。それも二線堤の事業のみですので、この地域のいわゆる河川事業といいますか、治水事業の総括的なものについては一義的に国がやっておりますので、国はどのような考えで二線堤というものを導入して、そこにある宅地についてはどのような状況にあって、地元にはどのような説明をしたか、ということをお場で説明するのは、ちょっと我々の力では足りないのかなという気がするんですけども。

森杉部会長 だから、そういうデータはもう不可能だと思うんですよ。僕が言っているのはどの程度の高台にあるかというだけでいいんですよ、はっきり言うともう。そこだけで、先ほどおっしゃったように、あの集落は間違いなく全部高台にあることは間違いありませんよ、これはもう有名な話ですけども。

加藤委員 幾ら国がやっているって、河川課ではわかるでしょう。当然わかるんじゃないですか。もしそういう資料を欲しいといえ、きちんと請求すればそれは出してもらえると。

遠藤委員 河川課というよりも、これくらいの防災上の構築物ですと、やはり町としては地域住民の方への説明なりというのはされていると思うんですね。

事務局 ですから、地元への説明は国も含め、町も含め、しているでしょうし、何かしらの高台にあるような論拠もあるかもしれません。もしかしたら県の河川課でも、ある程度の資料は持っているかもしれません。ただ、そういったデータを、このほ場整備事業の再評価の機会に、全てを捜してきて提示しなければいけないということについては若干抵抗があるというか、話題がちょっと広がり過ぎなのかなという気がするんですけども。

森杉部会長 いや、そうじゃないですよ。この場合はとにかくそんな細かい資料を出せと言っているわけじゃないですから、要するにどの程度の高台にあるんですかということをチェックしたらどうでしょうということですよ。それで、そこで余り問題なければそのまま安心して事業を進めますし、そこに1軒でもちょっと低いような場合があったら、これに対する対策を今後考えてくださいと、こういうことになる。

これがここでの問題提起であり、ここでのサジェスションかなと僕は思うんですけどもね。

徳永委員 ただ、今回の事業に関して言えば・・・

加藤委員 農業農村整備事業に対してじゃないんですね、それは。

徳永委員 今回の事業に対して、もしそれで危険だとしても対策のとりようがないですよ

ね、こっちの農業側では。

森杉部会長 いや、それはあるでしょう、何らかの格好で。恐らくそれは。

徳永委員 いや、というか、それは河川側に対して言わなければいけない話ということで。じゃないですか。

森杉部会長 それは、それが河川側が対応するという事になっても、構わないですけども、それでも。それはここの評価委員会としては河川の方に連動する格好でのチェックをお願いしますというふうな附帯意見をつけるということも考えられる。そういう形だったら。

ただ、今のところ調べるのが難しいという可能性があるということを心配しているわけでしょう。今、事務局は。

事務局 土木部で調べられますか。

土木総務課 河川課に確認してみます。今現在、二線堤がこの場で話題になっているということ自体河川課では知らないでしょうから。農業サイドで、県の河川課に確認に行かれているかどうかかわからないのですが。

事務局 わかりました。ちょっと定量的に、正確に状況が説明できるかどうかはわかりませんが、次回の部会で、県の河川課でどのような情報を持っているのか、どのような考えでいるのかについて、事務局からも依頼してみますので、ご報告する場を設けるということではどうでしょうか。

森杉部会長 そういう形で。恐らく継続はいいですよ、これはもう恐らく。実行することについては。ですから、継続なんですけれども、今の状況のチェックはできないかということだけ。それをひとつ検討してみてくださいかね。次回に報告いただくと。もう事後でいいですから。もう継続という意思決定をした後でもいいですから。

事務局 それでは、国に対していろいろな資料を求めてということではなくて、県の河川課で持っている情報ないし考えというものを、ちょっとご紹介するような場を設けます。

森杉部会長 はい、お願いします。それでよろしいですね。いかがですか、皆さん。

(「はい。」の声あり)

森杉部会長 それでは、県の方でやっと河川課に対して少し働きかけをしていただけたということになりましたんで、ありがとうございます。ご足労をおかけしますけれども、ぜひともこういう違うセクションの情報になりますが、相互交流のためにもぜひともよろしくお願いします。

それでは、次の報告をお願いします。

続きまして2点目の報告事項になりますけれども、農薬の問題における環境配慮に対する指導要綱を県は明確に持っているのかというふうに、実はご質問はもう少し長い文章だったんですが、ちょっと簡潔にまとめさせていただきました。

これに関しましては、全般でしたので、審議番号としては7から13、全般に関する共通事項ということになるかと思えます。

お手元の資料は、宮城県の農薬に関する指針ということで、宮城県農作物病害虫及び雑草防除実施方針により定められておりますが、2枚目に実施方針の全体を載せてございます。

これの趣旨のところだけ読み上げさせていただきますけれども、「近年、気象変動に伴う特異な病害虫の発生や栽培様式の多様化に伴う新たな病害虫の顕在化、さらには病害虫及び雑草において農薬に対する抵抗性の出現等が問題になっている。また、環境保全型農業の推進に当たっては、生態系や環境に配慮した農業生産の取り組みが求められている。したがって、病害虫及び雑草の防除においては、農薬への過度の依存を低減しながら効果的な防除対策を図るとともに、農薬の適正使用について指導を一層強化する必要があることから、「農作物有害動植物防除実施要綱」の第2項に基づき本県の防除方針を定める。」ということが趣旨になっております。以下、主な項目についてお話ししますが、一番最初のページに戻っていただきまして、3項目ほど大きくはあるかと思えます。

まず(1)が病害虫の防除ということで、これについては大きくは5項目、その他を入れると6項目になりますけれども、病害虫の発生しにくい環境づくり、それから としてしまして発生予察情報に基づく防除、 としてしまして要防除水準に基づく防除、 としてしまして農薬耐性菌、それから抵抗性病害虫対策、 として化学合成農薬に依存しない防除の推進ということを行っております。

(2)としてまして雑草の防除ですが、これについては大きく2点、その他も入れて3点になりますが、雑草の発生しにくい環境づくり、効果的な除草剤の使用、その他ということになります。

(3)として農薬安全使用対策の推進ということで、農薬の安全使用、それから として被害防止対策ということで、「平成19年宮城県農薬危害防止運動実施要綱」ということを定めて推進しております。 として農薬の管理ということになります。

この危害防止運動については、先ほどの実施方針の次ページに19年度の危害防止運動運動実施要領を定めております。特にここの第5項になりますけれども、本県農産物の「食の安全・安心」を確保するために、農薬使用等に対し、登録のある農薬を使用すること及び農薬使用基準、これの遵守を徹底指導することを運動方針とし、以下の項目を実施するというところで実施をしております。

このパンフレットが次のページに載せてございます。その裏面については住宅周辺の農薬散布についてというようなパンフレットも配付しながら実施しております。

一番最後のページにカラー刷りで載せてありますが、新聞等でもありますように、農薬の残留規制が変わりますということで、現在ポジティブリストということで行われております。なかなか言葉もなじみがなくて、ポジティブリストということがどういうことかわかりにくいかと思ひまして、そのページをちょっとつけさせていただきます。真ん中のところに移行表があるんですが、改正前と改

正後が矢印で上下段に載っておりますけれども、改正前については農薬のA、B、C、それから作物では米、小麦等が参考に載っておりますけれども、農薬Aにしましては、米ですと0.2ppm、それから小麦0.5ppm、リンゴは0.3ppmというふうに決まっておりますが、お茶の場合、ここが空欄ということで定めがないという状況にあったのが改正前ですけれども、改正後につきましては一律基準が適用になるということで、特別の定めがない数値に関しては一律基準が適用されるというのがポジティブリストの大きな変更点かと思えます。これによって、上と下の表を比べていただくとわかるんですが、空白の欄がないという、どういう場合でも必ず基準値というか目標値があるという状況になっております。

一番最後のページには農業新聞の記事を参考までに載せさせていただきましたけれども、輸入食品の違反急増というようなちょっとセンセーショナルな見出しなんですが、ポジティブリストの影響というようなことも書かれておりますけれども、このチェック体制についてはある程度効果が出ているのかなというふうに思われます。

県の方はこれらのことに基づいて、先ほどの実施方針によって現在進めているという状況になっているかと思えます。以上です。

森杉部会長 ご審議、御意見のほど、お願いいたします。

この輸入食品の違反急増ってどういうことですか。このポジティブリストをオーバーしているような食品がたくさん輸入されているということですか。

農村整備課 輸入食品の中で、先ほどごらんいただいたように、基準値のないところもあったのでチェックができないところもあったせいもあるのだと思うんですが、この記事を引用しますと、パーセントで見ると実は違反の割合は0.1%と昨年並みだったんですが、件数でいうと501件ほど違反しているものが見つかった件数が増えているということで、輸入食品全体で見ると0.1%ほどしか基準はオーバーしていないので、それほど基準を超えたものがいっぱいあるというわけではないようです。違反件数としては501件ほど前年度より増えたというような記事の内容になっているかと思えます。

森杉部会長 その違反という意味とポジティブリスト制とは関係ないんですか、関係あるんですか。そこのところの質問なんですけれども。

農村整備課 関係はあるかと思えます。

森杉部会長 関係あるけれども、わからないということか。

農村整備課 直接にはわからないんですが、先ほど見ていただいたように、お茶に関して従来ですと農薬ごとに基準値が定められていたので、基準のない農薬は・・・

森杉部会長 これは日本でのでしょう。今度輸入している場合ですから、これは外国でやっているわけでしょう。だから、外国でのこのポジティブリストというものがこういうふうに物事を設定してあって、それに違反しているかどうかということをし

チェックしているんですか、それともそうじゃない別のチェックにおける違反ですかという、こういう質問です。

農村整備課 これはあくまで日本に入ってきた日本の国内でのチェックということです。

森杉部会長 それが外国でどういう農薬を使っているかということもチェックをやっているということですか、これは。

農村整備課 残留ですから。

森杉部会長 残留か。ああ、それでやるわけですか。

農村整備課 そうです。使っているのではなくて、輸入して入ってきた食品に残っているかどうかでチェックをしているということです。

森杉部会長 なるほど。その残留している量はこのポジティブリストとは関係ないわけね。

農村整備課 それを判定する基準がこのポジティブリストです。

森杉部会長 そうですか。

農村整備課 残留していた部分のチェックの基準がポジティブリストです。

森杉部会長 これでチェックするということですか。わかりました。
では、よろしいですか。
はい。では、どうもありがとうございました。
ここで休憩をとります。

(休憩)

森杉部会長 再開いたします。

次は、議事(2)の再評価調書の記載事項についてであります。事務局の方に検討していただいた事項でありますので、説明をお願いいたします。

事務局 追加説明資料3と先ほどから使っております資料2の審議内容整理票を使いまして、今年度の部会でいただいていた意見のうち、全体としての再評価調書の記載事項とか記載方法の統一といった観点の質問でございまして、事務局の方でお預かりしていた課題についてのご回答を申し上げます。

まず、追加説明資料3をごらんください。ここでお答えする事項といたしましては、1ページの1と、5ページの2の二つについてお答えします。

まず一つ目が、追加説明資料3の1ページ目の黒囲いで書いてありますけれども、事業期間表の記載事項についてということでございます。

ここで審議内容整理票の9ページをごらんください。

これは第1回部会の審議においてご指摘をいただいた点でございますが、経営

体育成基盤整備事業の江合川左岸地区の再評価調書において、この - 1 にありますとおり、事業の進捗状況の事業期間の表に計画変更実施年度という欄がありますが、ここが空欄になっていたところから議論が始まりまして、そもそも計画変更の意味するところがちょっとあいまいであったり、また、この表で記載している完成予定年度の意思決定をした時期が不明であるといった課題をいただきまして、これについて事務局で検討することとなっていたものでございます。

追加説明資料3にお戻りください。

ここでの対応といたしましては、事業期間表の記載要領を定めて、記載事項の統一を図ることとし、事業経過等がわかりやすいようにしますということとしたいと思っております。

その具体的な記載要領と、その記載要領によりまして今年度の再評価対象事業の表を修正したものを以下4ページまでここに書いてございます。

まず記載要領の一つ目でございますけれども、ここで計画変更の実施年度という欄には各事業ごとに定めのある法的な事業計画、全体計画などの変更年度を示すこととし、表の下に根拠法令などを記載することとしました。例えば、その下の羽田川通常砂防事業の表をごらんいただきたいんですけども、表のすぐ下の注釈事項に、計画変更は砂防法施行規程に基づく全体計画の変更を示しますといったことを書いておりまして、これがそれに該当いたします。

次に二つ目の記載要領として、制度上、事業計画変更手続を要しない事業とか計画変更の要件に該当しない場合には、当該欄を空欄とすることとしますとしました。これは、ご指摘の発端となりました、追加説明資料3の2ページ目の、経営体育成基盤整備事業江合川左岸地区になりますけれども、これがそれに該当いたします、これは土地改良法に基づく計画変更には該当しない、また、今後も計画変更する予定がないということで空欄としております。

同じように、1ページに戻りまして、国道398号石巻バイパス整備事業の場合ですけれども、道路事業においては計画変更といった手続自体がありませんので、これも空欄としております。

審議内容整理票の - 4 のところで、第2回部会の際に山本委員からも意見をいただいていたんですけども、こういった当初の完成予定年度を過ぎているのに法的な計画変更をしないとか、そもそも全体計画というものを明示しないままに事業を推進するとかといったこと自体に問題があるとお感じになることもあるかとは思いますが、再評価の審議におきましてはそれは制度上の違いということでご理解いただきたいというふうに思っております。

ただし、このままでは法的な計画変更と表に記載した完成予定年度との関係がちょっとわかりづらくなっておりますので、追加説明資料3の1ページに戻りまして、記載要領の三つ目でございますけれども、完成予定年度は再評価時点での完成予定年度を記載することとして、表の下にこの完成予定年度にいつ見直したのかと、それと法的な計画変更とはどういう関係にあるのかといったことを記載することといたしました。

これも羽田川通常砂防事業で説明いたしますけれども、の表の一番下の注意書きになりますけれども、ここに再評価時の完成予定年度は平成18年度に見直したものと。平成19年度中に予定している計画変更、これは砂防法の施行規程に基づく全体計画の変更を予定していますということで、そういった関連

性について説明することといたしました。

表自体をこういったことを書けるように直せばという意見もあるかもしれませんが、前回の議論にもあったとおり事業ごとによっていろいろな制度、事情がありますので、それを一くくりの表とすることができませんでしたので、こういった欄外での説明をするということにしたいと思っております。

こういったことで、同様にそのほかについても記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、追加説明資料3の5ページをごらんください。

ここでもう一つの課題といたしまして、全体事業費の事業着手時からの増減の内訳ということでございます。これの審議内容整理票は13ページになります。

これは第3回部会において、ほとんどの事業を通じて委員の皆様からご指摘をいただいた点でございますけれども、これについてはかなり議論をいただいて、執行差金の取り扱いというような議論もありましたけれども、結果といたしましては - 2 にまとめてありますとおり、事業の着手時と再評価時を比べて費目ごとの事業費の増減と比率の変化とその変更の理由についてできる限り表で整理してくださいというふうなご要望であったかと思えます。

再度、追加説明資料3の5ページにお戻りいただきまして、これの対応方法といたしましては、ここに書きました事業費増減対照表というものを今後はどの事業についてもつくることといたしますということにしました。これも、これ以降のページに今年度の事業においてつくるこういった形になりますよということで、例示をしてございます。

以上が事務局でお預かりしていた課題となりますけれども、一つ追加になりますが、審議内容整理票の14ページをごらんください。

こちらは重点評価実施基準の課題となっております。今年度は重点評価実施基準についても幾つかご意見をいただいておりますけれども、これについてはちょっと検討時間をいただきたいというようなまとめとなっております。できれば今年度最後の部会で案的なものをご提示できればというように考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

これは報告ですが、自主的に提案いただいている状況ですので、いろいろなご審議あるいはご意見のほどをお願いいたします。

徳永委員 まず事業期間の表記についてですけれども、今回の整理で欄外を読めばそういうことがわかるので、こういう書き方も一つかなと思うんですが、ただ、やはりそのときに完成予定年度のところが法令等に基づくものと再評価に当たって見直したものという2種類の違う意味合いの数字が入っているんですね。そこがやはり気になるところで、法令に基づかないものについてはやはりあくまでもそこは空欄というか、括弧書きぐらいの表現になるのかなという気がします。

ただ、それが本当にそう書くのかどうかというのは、実は最後の重点評価実施基準ですか、そちら側の扱いと連動することになると思うんですが、やはり山本委員も言っていていただいておりますが、今回の再評価に当たってリセットしたものに基いて評価するというのは何かちょっと違うんじゃないのと、そういう遅れているということを確認した上で、それを踏まえてちゃんと評価するべきで

はないかという気は私もいたします。

事務局　　まず基本的に、計画変更実施年度の欄も空欄にしたのは、あえて計画変更の欄については法的なものだけを書くということにいたしまして、それに基づかないものは欄外にしましょうというふうに考えたものです。

徳永委員　　そっちはいいんですが、完成予定年度の方です。

事務局　　完成予定年度ですけれども、これは再評価が始まったときからの議論でありまして、再評価に当たって見直したのでは意味がないというようなお話もありますけれども、ただ、この完成予定年度というところが、いわゆるご存じのとおりB / Cの算出とか、いろいろなところに波及してきますので、再評価に当たってその事業を見直して、完成予定年度をしかるべき時期に見直して、その結果に基づいてB / Cも計算し直して、事業費も計算し直してお諮りするということは、一つの手法としてそういった手法をとらせていただきたいというように思います。

森杉部会長　　それはいいんでしょう。問題は重点評価基準のときにどういうふうに表現するかと、こういう問題ですよね。

事務局　　はい、重点評価基準での取扱いは、これから考えていきたいと思います。

森杉部会長　　これから考えますということですので、当面このままで結構ですということですね。重点評価基準のところでもっと十分・・・

徳永委員　　ただ、それは十分了解しているんですが、ただ変更のところが空欄というか、横棒の状態で、表だけ見ているとじゃあ何で完成年度が入っているのというふうに見えるので、括弧書きかなというふうなことをちょっと思ったんですけれども。注までちゃんと読めばわかるんですけれどもね。

事務局　　括弧書きで書くことについては、その括弧書きの意味合いも含めてまた下に説明を書けば多分わかると思いますので、括弧書きとすることについては、そのように考えてもいいかとも思います。

森杉部会長　　ちょっと括弧書きとかやるとかえって複雑になるから、この程度にしませんか。僕はそう思ったんですけども。重点評価実施基準への対応は、これは全く重要なテーマですので、おっしゃったところ。この程度でどうですか。様子見ましょう。

徳永委員　　注があるので。

森杉部会長　　丁寧に書いてありますから、注が。
はい、ほかにどうぞ。それでよろしいですか。
ではこの件、ありがとうございました。
2番目の方の全体事業費の事業項目別の増減です。ものすごくリアルにわかるんですけれども、ちょっと生々し過ぎるんじゃないかと思うぐらい心配にはなる

んですけども、このくらい十分公表するという説明責任を持っておられるということですので、オーケーいたしたいと思いますがいかがですか。

よろしいですか。では、ありがとうございました。

それでは、次は議事(3)の答申に盛り込むべき事項の検討であります。

先ほどからよく利用されておられます資料2です。審議内容整理票に今年度審議しました各事業についての審議結果(案)がまとめてありますので、1事業ずつ条件とか意見をつけるかどうかを確認していただきたいと思います。

今回は答申に取り上げるべき項目を確認しまして、その文言そのものにつきましては私と事務局との方で調整した上で次回の部会に提出します。そうして内容を決定したいと思います。こういうことで進めたいと思います。ご了解ください。

それでは、事業番号1から順に検討していきます。

審議内容整理票の1ページをごらんください。

この案件は砂防事業ですが、この事業は、当初予定していた事業はもうほとんど終了しております。それで、支川合流部で溪岸侵食が認められたためにその対策工事を行うということで事業期間が延長になっているものであります。

審議の中では、評価書に反映しますと書いてありますが、完成している施設が出水時に効果を発現したはずなんです、これについての記載をするようにという要望がありまして、こういうことが評価書に反映していただくということになっております。

附帯意見はないという形での事業継続妥当というふうにしました。

報告は、評価書に反映するのでここには今ないんですけども、基本的に反映していただいて、審議結果としては附帯意見なしの事業継続妥当というふうにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか、この件は。

よろしいですか。はい、それではそういうことにします。

それでは、2番目の国道398号石巻バイパス整備事業にいきます。

この事業は石巻市の中心部の交通渋滞緩和を図るために約2.7kmを暫定2車線で整備するという事業であったということをお出ししていただきたいと思っております。

ここでの話題は交通事故減少便益についての議論がありました。実はこのマニュアルに基づいて計算すると、交通事故減少便益がマイナスになりまして、結局事故が増えるという結果になったわけです。これはこのマニュアル上の問題であることはわかるんですが、この道路が片側1車線で7,000台と交通量も多いものですから、交通事故対策を十分やっていただきたいと、こういう要望をしましてどうかというような意見が出されました。

そこで、審議結果としては、事業継続は妥当としますけれども、交通事故対策に万全の対策を求めるといった附帯意見をつけたいと思います。よろしゅうございますか。

では、そういうことでこの事業は取り扱います。ありがとうございました。

今度は3番目の仙台港背後地土地画整理事業です。

この事業の課題は保留地の売却に尽きるというふうな形の問題になったわけですが、大規模店なども進出しまして売却は進んでいると、こういういい情報が入っております。

もう一つ、B/Cの値が低いんじゃないかということがありますが、これはマニュアル上の問題でもありますので、いろいろな形での相互調整によりまして事

業効果が十分発揮されるようなことを期待したいと思っております。

これにつきましても附帯意見はなしの事業継続妥当という形の審議結果でございましたけれども、よろしゅうございますか。

徳永委員 事業全体については後で、それともここで言ってしまった方がいいですか。

森杉部会長 言ってください。

徳永委員 この事業についてはこれで結構かと思うんですが、その中で、やはり当初予定していたものと土地利用のあり方が大分変わってきてしまったところの中で、交通量にも相当違いが出てくる可能性があるのではないかと。

今回のこの事業に関しては、チェックしていただいたところ当初の予定想定内というか、そういうことでこれ自体には問題ないのかなというふうには思ったんですが、ただ、なかなかこういう土地区画整理事業の中でそういう接道協議が一番最初にやったらそれっきりであるという例が他の土地区画整理事業でもあって、大店立地の議論をしているときになって非常に問題になるんだけれども、出店者にそこまで求められないと。要するに、やはりそういう問題は土地区画整理事業全体で責任を持つ必要があるんじゃないかということを感じておまして、そういうことをチェックするプロセスというものが今の中では余り明確に位置づけられていないのではないかとこのように思いました。それを何かきちんと交通量、そういう土地利用のあり方が当初想定と違ってきたときに、交通量についてもきちんとチェックするというようなプロセスをぜひ組み込んでいただきたいなというふうに思うんですけれども。

都市計画課長 お答えしますが、一つは今のご指摘もっともだと思えます。ただ、公共事業の再評価という皆さんの部会の役割ということとの絡みで考えていただくと、土地区画整理事業そのものが組合による土地区画整理事業であったり、あと公共団体の施行であったりと、いろいろございます。今回再々評価で上がっていますのは、宮城県が実施主体であるということで今回かかっているわけなので、今の徳永委員のご指摘は一般論としてはもっともな話なので、我々、土地区画整理組合に指導する際にはそういった方向性なり指針なりマニュアルの作成をしながら、ある程度確立をしていきたいというふうに考えるのですが、その公共事業評価部会における附帯意見というふうに考えたときに、それが妥当性を持つのかどうかということについてはちょっと私も何とも申し上げにくいかなというふうには考えます。

徳永委員 二つ立場があって、県として事業を進めていく立場のときもあれば、それを審査する側の立場という二つあるかと思うんですが、そのときに今回の場合、最低限みずからやるときにきちんとそういう交通量のチェックプロセスが本当にちゃんとあったのかどうかと。今回の審議の中で改めてチェックしてみたら大丈夫でしたよということだったとすれば、やはり少なくともみずから事業主体としてやる事業についてはそういうプロセスをきちんと入れてもらいたいというふうに思います。

都市計画課長 そういった意味では環境影響評価を事前に実施いたしまして、その中に交通処理についての検討も、その事業に着手する前に実施していることは事実でございますし、それから事業を始めまして、事業の継続中というんですか、その途中においてもチェックをかけております。なおかつ今回はこの再々評価に当たりまして、センター地区の土地利用が一部変更になるということ踏まえて交通処理の検討も再度行ってございまして、一応そういう内輪におさまったわけですが、そういった意味では数度にわたってチェックはしてきた。

それで、先ほど私が申し上げたのは、公共団体における施行の部分というのはなかなか珍しい選択の部分がありまして、県が事業主体になっている区画整理事業というのは、まれに戦後あったと思うんですが、今この事業1個だけで、多分将来的に宮城県が事業主体になる事業は想定されないだろうという想定のもとにちょっと申し上げたものですから。そうしますと、指導監督をする立場としての宮城県ということになりますと、これがなかなか公共事業評価部会の附帯意見という形としてはなかなか座りが悪いのかなという感じがしております。そういったことで申し上げました。

森杉部会長 はい、話はわかりました。要するに再度、事業が途中でもチェックして、交通量にインパクトを与えるような土地利用の変更ですから、チェックのほどをやっておられるということですので安心しておりますけれども、今後も継続してお願いしたいと、こういうことですね。

それでは今の区画整理事業の件ですが、結局のところ附帯意見なしの事業継続妥当というふうにいたしたいと思っております。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。

それでは、次に移ります。

都市計画道路八幡築港線道路改築事業ですが、この事業は進捗率が高くて、事業継続で問題ないと思っておりますけれども、ここでの問題点は全体事業費が当初計画の約2倍に増加していると、これが問題になりました。この見込みが甘いのではないかと、こういうご指摘をいただきました。

部会審議の際には、これは間違いなく事業継続は妥当といたしますけれども、事業全体に対する附帯意見なんです、同種の事業を実施するに当たっては費用の見積もりを正確に行ってくださいと、こういうような意見をつけておりました。

以上のような費用の見積もりを正確に行うという内容の意見をつけて、そして事業継続は妥当というふうにいたしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

この費用の見積もりを正確に行うということは今まで何回も書いてきているんですけども、またやはり書くというふうにしたいと思っております。こういう事業もだんだん少なくなってきたのは事実でありまして、公共事業評価部会の大きな成果ではないかと思っておりますけれども。

はい、それではよろしいですね、この都市計画事業につきましては。

次に、事業番号5番です。かんがい排水事業江合川右岸地区です。

これは国営かんがい排水事業に附帯して排水路改修を行うという事業でした。意見としてつける指摘はなかったと思っておりますが、調書の記載に当たって何点かの指摘をいたしましたので、これについては今後対応していただければ十分だと思います。この7ページにありますように、いろいろな形のご意見をいただいております。

す。すべて評書に記載して欲しいという内容のことでありまして、県の対応といたしましてもここにありますような形で対応していただくという形になっております。これも改めて報告があるわけではありませんが、こういうもので対応していただくという形のもとで附帯意見なしの事業継続妥当というふうにしたいと思っております。

よろしゅうございますね。

はい。ありがとうございました。

今度は事業番号6番の経営体育成基盤整備事業で江合左岸地区です。

これも特に問題となる事項はありませんでした。評価書に反映していただきたいという形での要望は、この8ページの項目であります - 3、 - 2、それから - 2がありました。これも評価書に反映していただくということを条件といたしまして、附帯意見なしの事業継続妥当というふうにしたいと思っております。

よろしゅうございますね。はい。

次は、10ページで、事業番号7番から13番の経営体育成基盤整備事業です。

これらの事業につきましては一括審議をいたしました。個別事業に関する指摘はありませんでした。二線堤の問題と、それから農薬の問題につきましては追加説明を求めまして、先ほどご説明いただきました。

特に、毎回出てくる課題ではありますが、この経営体育成基盤整備事業としては農地集約率が未達成の地区においてソフト対策推進によりまして農地集約率を高めるような努力をして欲しいという要望が何度かありました。

この審議の結果といたしましては、個別事業としてはすべて事業継続妥当といたしますけれども、今後の事業全般に対する実施の意見としては、農地集積率を最大限上げるような対策を求めるといった内容の意見を付したいと思っております。これは個別の事業に対してというよりも、事業全体に対して農地集約率を高めて生産性の向上に努めていただきたいという要望を出すというふうな形で事業継続といたしたいと思っております。

よろしゅうございますか、この件は。はい。

次に13ページです。個別の事業ではなくて、先ほど報告ありました事業費増減対照表の記載方法です。

再評価制度や評価手法といった範囲になりますが、先ほども事務局から説明がありましたように、これは意見を付けるというよりも、今後このような格好で調書記載並びに実施していくということについてのご了解をいただきたいという形をお願いしたいと思っております。

ただし、14ページの重点評価実施基準につきましては、これは再評価の際に事業計画を見直すと、再々評価事業には事業の遅れとか乖離があらわれないという問題点があるのではないかというご指摘がありました。これについては事務局の方で見直していただくということでもありますので、次回以降説明をいただければと思います。

これも直接の附帯意見に付けるということではなくて、次の報告をいただいて、それで今年の段階でのこの方針についての変更とかを確認したいというわけで、附帯意見としては付けないというふうにしたいと思っております。そういうことでよろしゅうございますね。

12ページの事業番号14の磯崎漁港漁港環境整備事業が抜けていました。これは附帯意見はなしとしましたね。今日いろいろなご説明いただきましたので、

うまく効果が発揮するようにぜひとも経営のほどをお願いしたいというふうな意見がありました。特別、附帯意見にしないで事業継続という形でよろしゅうございますね。

はい、ありがとうございました。

以上で議事(3)の答申に盛り込むべき事項の検討というものを終わりました。

以上、よろしいですね。

では、次の議題に行きます。事務局もよろしいですね。

事務局 結構です。それで、次は漁港の報告になりますので、関係しない事業課には退席していただいてもよろしいですか。

森杉部会長 はい、結構です。どうもご出席ありがとうございました。今年も実質的に終わりましたので、皆様方のおかげさまで。

それでは、議題(4)の部会意見対応状況報告に移ります。

今回報告したいという案件ということでもありますので、事務局の方からの説明をお願いいたします。

事務局 それでは、部会意見対応状況報告でございますけれども、皆様重々ご存じとは思いますが、再度この部会意見対応状況報告というものについてご説明申し上げます。

部会意見対応状況報告は、これまで委員の皆様のご要望がありまして、毎年任意形式で前年度の評価事業について答申の際にいただいた条件や意見への対応状況を報告しておりました。

皆様には昨年度の最後の部会でお諮りいたしましたのですけれども、今年度の4月1日付で公共事業再評価実施要領を改定いたしまして、この部会意見対応状況報告を正式なものとして新たに制度化しております。様式も新たに定めております。

本日の資料をごらんいただきたいのですけれども、左肩に別記様式第5号と書いてあります、部会意見対応状況報告書というものです。これが新たに定めた様式に基づいた状況報告書ということになりまして、1ページ目に事業の概要をかつまんて入れていただくことと。あと一番の目的であります2ページ目の方に再評価部会意見への対応状況ということで説明をするという様式を定めまして、この様式に基づいて今後はやっていただくということになります。

この部会意見対応状況報告については、基本的にはこれまでと同様に年度の一番最後の部会、2月ごろに行います部会で報告することとして考えておりますけれども、この福貴浦漁港については昨年度の部会意見対応状況報告で一部宿題が残っていたということと、その件が今年度のこれからの事業というか、工事の執行に関連しますので、事前に説明しておきたいということで、一つだけ抜き出して今日の報告ということになっております。

その辺の経緯も含めて事業課の方から説明があると思いますので、お聞きいただきたいと思っております。

森杉部会長 わかりました。どうぞお願いします。

水産業基盤整備課長 それでは、資料に基づきましてご説明をいたします。

昨年の公共事業再評価におきまして福貴浦漁港広域漁港整備事業（一般）につきましては継続妥当との答申をいただいておりますが、その際、東防波堤の延伸に当たりましては港内静穏度向上の効果を十分に検証した上で実施することと意見をいただいております。

平成19年1月31日に行われました評価部会におきましては、静穏度の検討を行った結果、「港内静穏度の確保に必要な東防波堤の必要延長が当初計画の10mでは不足することが判明したため、事業効果が十分発揮できる延長15mの計画変更に向けての作業を進めております。」と説明をしたところ、「B/Cが1.24と低いので、事業費が増えることによってB/Cはどうなるのか、1を割ることはならないのか」との意見がございました。その際には、B/Cは1以上となりますと説明を申し上げましたが、具体的な数字を示すことがなく、説明が不十分でありました。

このため、部会長からは「平成18年度は東防波堤に着手しないので、来年の部会でB/Cと静穏度について説明をしていただきたい」との意見がございました。そのことと、ただいま事務局から説明がありましたとおり、福貴浦漁港の整備に当たりまして、港内静穏度を確保するため平成19年度に東防波堤に着手する必要があることから、その着手前に評価部会の承諾を得るため、今回の説明を行うものであります。

本日の部会意見対応状況報告書の資料です、6ページをごらんいただきたいと思います。

東防波堤を5m増工いたしまして15mといたしますと、事業費が1億50万円となり3,320万円増加をいたしまして、その結果B/Cの方は1.19となります。

それから、次の7ページでございますが、構内の静穏度についてご説明を申し上げます。7ページは現状、いわゆる延長しない場合の静穏度の計算でございますけれども、現況の静穏度につきましては、その基準によりますと、1年確率波で検討いたしまして、波の高さが50cm以下となっておりますが、当漁港の-3m岸壁の休憩施設前面波高につきましては、休憩施設延長合計85mのうち青色の部分、16mが50cm以下で、その他、赤の部分が、これが69m分が50cm以上となり、安全に係船できるいわゆる充足率が19%となっております。

このため、荒天時には近隣の荻浜港まで多くの漁船が避難をしている状況にあります。休憩施設につきましては、荒天時にも安全に利用できる施設であることが望ましいことから、東防波堤の延伸が必要となったものであります。

次に8ページをごらんいただきたいと思います。

これは10m防波堤を延長した場合でございますが、工事費が6,730万円。この場合、-3m岸壁の休憩施設85mのうち51mが50cm以下の波高となり、安全に係船できる充足率が60%になります。この場合のB/Cは1.24であります。

次の9ページをごらんいただきたいと思います。

防波堤を5m増やしまして15mとした場合、工事費が1億50万円。この3m岸壁休憩施設85mのうち80m、青色の分です、80mが50cm以下の波高となり、安全に係船できる充足率が94%と向上し、所定の静穏を確保することになります。

また、陸揚げ岸壁と準備岸壁におきましても前面波高の基準値である30cm

以下となり、所定の静穏を確保するとともに、漁港機能の向上と安全性の確保をすることになります。

従いまして、東防波堤の延伸により岸壁と物揚げ場の機能の向上と安全性が図られ、利用漁船の耐用年数の延長効果などによりB/Cは1.19となります。

以上で費用対効果と静穏度について説明を終わります。よろしく審議をお願いをいたしたいと思います。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。

これは審議ですか、報告があったということですか。どういうふうなご提案なんですか。

事務局 昨年までと一緒に、ただいまご報告いたしましたけれども、何かご意見があればいただきたいと思います。さらに追加で資料を、といったご意見ではなくて、ご感想とか、さらにこんなことが必要では、というようなご意見をいただければと思います。

森杉部会長 わかりました。

徳永委員 6ページの費用対効果の表なんですけど、これは15mに伸ばしたということで費用が増えましたよというのはわかるんですけど、そういう静穏度が上がったということの便益は増えていないんですか。

水産業基盤整備課長 便益については変更はしませんでした。

森杉部会長 それはね、何だかおかしいよね。

水産業基盤整備課 当初、東防波堤の延長は10mということで、まずもって85mの休憩施設がすべて安全に係船できるという前提で便益を算出しておりました。その結果、静穏度を再検討したところ10mでは不足して、15mが必要とされたとか、便益については既に10mでもカウントした延長と同等だということで、便益の増嵩、変更はしておりません。そういうことで、防波堤の延長のコストのみになっているということになります。

森杉部会長 それはやはりおかしいよね。そうすると、この最初の、今からでもいいから、例えばですよ、10mの延長の場合の静穏度に応じた格好での便益しか出ないはずですよ。ですから、そのときの計算が間違っていたって、今回修正してみたら静穏度のパーセンテージに比例した格好で便益は小さくなってしまっていて、費用も小さくなっていると。そうすると、前回計算した1.24じゃなくて、例えば1.10であったと、そういうような値があるとわかりやすいですね。

防波堤の便益の計算の仕方は結構面倒で、正直なところ、その静穏度以内であれば.....どうでしたっけ。静穏度以上のような波の高さがあつたら逃げるといって格好になっていましたよね、確か。そういう割合が70%でしたっけ。90%確保するんでしたっけ。(「90%」の声あり)90%ですかね。という想定のもとに便益計算したわけでしょう、これ。最初のものも。本当はそうじゃないんで

すよ、それは。7割しかないという格好ですね、これは。（「60%だった」の声あり）だから、その分だけ逃げるコストがかかるはずなんですから、そんな計算があった方がいいんじゃないかと、こう思いますよね。

工費そのものは、もうこれは技術的な問題で、少々過剰投資してもやはり静穏度の確保というのは結構不可欠な問題だと思いますので、こうやっていただく方がいいんだと僕は思っていますけれども、航行に当たっては漁業関係の方々からは何か苦情とか、そういうものはなかったんですか。

水産業基盤整備課 その旨も説明いたしましたところ、航行については支障はないと。ぜひ15m以上の長さで整備して欲しいというお話だったんですけれども。うちの方は長くすることが目的ではなく、必要な分ということで15mということで説明しているところです。航行については支障ないということを確認しております。

森杉部会長 わかりました。
ほかにございませんか。よろしゅうございますか。
それでは、この件も了解いたしましたと、こういって終わります。
以上ですべて議事は終わりましたので、これで議事を終わります。

事務局 本日もお忙しいところ長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

最後になりますけれども、次回の部会のご案内をさせていただきます。次回、第5回部会でございますが、10月18日木曜日午後1時半からの予定です。会場はこの特別会議室になります。後日改めて開催通知のご案内を差し上げますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第4回公共事業評価部会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 両 角 和 夫 印

議事録署名人 山 本 信 次 印